

平成24年塩尻市議会9月定例会

総務環境委員会会議録

日 時 平成24年9月19日(水) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

審査事項

- 議案第 1号 平成23年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費14目人権推進費及び16目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く)、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、財産に関する調書
- 議案第 2号 平成23年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 7号 平成23年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 8号 平成23年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第13号 平成23年度塩尻・朝日衛生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第14号 塩尻市税条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 塩尻市防災会議条例及び塩尻市災害対策本部条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 塩尻市奈良井中町駐車場条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 松本広域連合規約の変更について
- 議案第27号 平成24年度塩尻一般会計補正予算(第4号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(16目市民交流センター費を除く)、4款衛生費、9款消防費、12款公債費
- 議案第28号 平成24年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第31号 平成24年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

出席委員・議員

委員長	古畑 秀夫 君	副委員長	務台 昭 君
委員	牧野 直樹 君	委員	金田 興一 君
委員	青柳 充茂 君	委員	五味 東條 君
委員	丸山 寿子 君	委員	柴田 博 君
議長	永田 公由 君		

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

議会事務局職員

事務局長 小松 俊夫 君 事務局次長 宮本 京子 君
庶務係長 小澤 秀美 君

午前10時00分 開会

委員長 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから9月定例会総務環境委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員が出席しております。

議案第1号 平成23年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費14目人権推進費及び16目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費7目楢川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費（1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く）、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、財産に関する調書

委員長 それでは、きのうに引き続きまして、議案の審査を行います。一般会計歳入の説明を受けましたので、これより質疑を行いますので、委員の皆さんから質問があったらお願いします。

健康づくり課長 申しわけございません。昨日、丸山委員さんからの御質問で、麻しん、風しんの経過及び最近の罹患者数に対する質問がございましたので、それに対する御答弁を申し上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。若干整理させていただいて答弁申し上げますけれども、麻しん、風しん関係で、平成19年に10代、20代に主に流行が確認をされております。その後、平成20年度に麻しん排除計画によりまして、それ以降5年計画で、従来の乳幼児に加えて中学1年、高校3年生に対し麻しん、これは風しんも含むということで、麻しん、風しんの予防接種を実施してまいりました。その結果ですね、麻しんの罹患者は減少してきておりまして、抗体保有率の上昇が認められたということで、この5年計画につきましてはほぼ目的達成ということで、国が分析してるところでございます。また、罹患者数でございますけれども、麻しんにつきましては、平成23年度、長野県において1人を確認しておりますけれども、それ以降確認しておりません。また松本保健所管内でもゼロという確認をしております。それから、風しんに対する罹患者でございますけれども、平成23年度中は長野県で1人、今年度につきましては最近の首都圏、関東中心の流行がございまして、8月31日現在でございますけれども長野県内10人、松本保健所管内につきましては公表をしておりますので確認をしております。ただし、先ほど申し上げましたけれども、首都圏中心に流行している風しんにつきましては、塩尻市といたしましてもホームページの掲載、また妊娠届け時の妊婦さんへのチラシ配布による周知をして、その対策をしているところでございます。以上でございます。

委員長 それでは、委員から質疑がありましたらお願いします。

丸山寿子委員 決算書の歳入のところに、それぞれ項目の中で何方所か太陽光発電の売電料について記載されていますので、一覧でまとめたものがあれば出していただきたいと思うんですが。

財政課長 資料ございますので、配布してよろしいでしょうか。

委員長 はい、お願いします。

財政課長 それでは、今、お手元にお配りした資料、若干説明させていただきます。昨年度の決算時に資料提出の要求がございましたので、今年度も一応各課の状況を財政課のほうで調べましてまとめましたので、若干説明をさせていただきます。施設が塩尻東支所以下18施設でございまして、うち売電を行っている施設は、このうち市民交流センターと保健福祉センターを除く16施設でございまして、上の欄外に売電単価を記載してございますが、住宅用は10キロワット未満の施設でございまして、1キロワット当たり48円、非住宅用は10キロワット以上の施設で1キロワット当たり24円となっています。なお、平成23年度申請時点で価格が変更となっておりますが、下から4つ目の宗賀小学校、これにつきましては設置する時点で新エネルギー導入補助金の交付を受けて設置したものについては新しい単価が適用にならないということで、旧単価の24円、低い単価のままとなっております。一番下の高出地区センターは平成23年度開設ですが、開設前の平成22年度に申し込んだために、42円ではなく旧単価の、これは逆に48円で得をしているというような結果になっております。この結果、売電の合計額は一番右下の箱になりますが、75万5,304円というぐあいになったものでございます。以上でございます。

委員長 それでは、質疑を受けたいと思います。

丸山寿子委員 わかるかちょっとわからないんですけど、保育園と小学校で、結構売電の金額が違うかなと去年思ったんですが、その辺、何か理由、わかりますでしょうか。

財政課長 ちょっと、そこまでわかりませんが、もし、あれだとすればキロワット数の関係で、学校についてはすべて19.4キロワットということございまして、発電量が多いということがあるのかなというふうに思いますが、ちょっとよくわかりません。

丸山寿子委員 今、エネルギーに対してすごく関心が持たれている中で、家庭の中でも見える化というような言葉を使って意識してもらおうというようなことがあるんですけど、表になってみないと、施設だけでもこのように売電によって歳入があるってということで、また市民の中にも意識が芽生えるんじゃないかなと思うんですけど、こういったことってというのは公表っていうんですかね、何かしていかないんですか。環境のほうでもあれなんですけど、例えば市内の公共施設でもこのように電気を売電して、このように収入っていうか、効果っていうんですかね、そういったことでまた一つの啓発っていうか、関心を持ってもらうことになるかと思うんですけど、こういったことも利用して周知していくのはどうでしょうか。

生活環境課長 今、委員さんのお話になりました見える化というのが、非常に市民の皆さんには関心の高いところだと思います。環境教育を推進する意味でもですね、またホームページで掲載できるかどうかも含めまして検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

委員長 ほかにございますか。

五味東條委員 専門的なちょっとあれだけど、ちょっと質問したいと思いますが、例えば素人考えで言えば、要するに夏だとか、日が長い時のほうが発電量が多いという感覚を持って、おれ、いたんだけど、これ見れば

そういうわけでもないんですよ。5月がうんと多いんです、4月から。そういうあれですか、日照の時間等によって大分違うんじゃないですか。わかりませんか。

市民環境事業部長 私もあまり専門家でないもんですからね。太陽光発電はですね、むしろあまり温度の、気温の高い時よりもですね、比較的気温の高くない時のほうが発電効率がいいというお話は、私は聞いてはおります。ですので、これがそのとおり、今お話したような内容の中身かどうかというのはわかりませんが、一般的にはそういうふうに言われているところもあります。以上です。

五味東條委員 だから、例えば4月なんてのは、まだ全然そんなに日が強くないでしょう、こんなに数字がいいのね。あるいは、例えば夏場だとか、日の長い時はそれほどでもないと思って今見たんだけど、これは専門的なあれだけどせ、やはり日の長い時はそれなりに発電できて、日の短いような時、あるいは4月なんかはうんと少ないような、おれは思っていたんだけど、そういう関係、別にあれかいね。わかんない、その辺は。

委員長 また五味委員、個人的に勉強しておいてください。多分、先ほど部長が言ったように、ただ高温だけではだめなようで、機械に熱持ちちゃって。それで日が長くて、風通しがよくて、温度があんまり上がってもいけないっていうのも私も聞いておりますので、そんなことでお願いします。

五味東條委員 はい、わかりました。

委員長 ほかにありますか。

柴田博委員 37ページの下の方の就学援助費補助金ですけれども、小学校のほうは4万2,000円、中学校のほうは2万9,000円っていうことで出てるんですが、補助率が2分の1ということになってるんですけども、これは何に対する2分の1なのか、ちょっと教えてもらいたいんですけど。

会計課長 済みません、ちょっと手元に資料がないので、ちょっと調べて後で御説明させていただきます。

柴田博委員 そうですか、それじゃちょっと。ちなみに歳出のほうで、271と277ページで、小学校、中学校それぞれ出てるんですけど、例えば小学校で言えば、実際に就学援助費として使われているのは1,837万円余ということになってるんで、この2分の1という意味がちょっとよくわからないんで、その辺ちょっと教えてください。

会計課長 わかりました。

柴田博委員 それから、次のいいですか。

委員長 はい、どうぞ。

柴田博委員 55ページの下の方の定住促進住宅建設費繰入金なんですけども、通常ですと地元で負担する地元負担金とかっていうふうに言うと思うんですが、今回の場合には繰入金っていうことになってるんですけど、それはどういう理由で。多分財産区だっていうことだというふうに思うんですけど、その辺のちょっと事情を説明してもらいたいんですけど。

財政課長 これは予算の段階で確認をしたんですが、最初寄附金という話がございました。ただ、一応財産区につきましては、一応特別地方公共団体という扱いになりまして、要は頭が市長ということで、市長、市長同士での寄附はあり得ないという中で、やはり特別会計というような位置づけの中で、繰り入れが正しいということで判断したものでございます。

柴田博委員 そうすると、出すほうもそういう処置をしているということでもいいですか。

財政課長 一応、出す場合は、本当は繰り出しが正しいんです。ただ過去の経過を見ますと、森林で間伐する時の農林課から出てるものが、一応補助金という形で出てるものがございますので、その辺はちょっとばらけるような部分もございますが、一応会計の中でやるには、やはり繰り入れ繰り出しが正しいのかなと。その辺の補助金の農林課から出てる分については、監査の指摘も前一部ございまして、その辺については今検討して更正するような形にしておりますので、御理解いただきたいと思います。

柴田博委員 もう1点、お願いします。決算説明資料のほうの26ページの土地建物貸付収入明細っていう表なんですけども、その中の11番のところで贅川保育園っていうのがあって、土地建物で36万円余っていうのが収入として入ってるんですけど、これはどこに貸し付けていて、今どういうふうにご利用されてるかっていうのがわかたら教えてください。

企画課長 贅川保育園につきましては、昨年、後利用について公募をいたしまして、昨年は贅川の友絵工房、森川さんという方が代表をされておりますけれども、そこで、ラベンダーですとかドクダミといったものを使った化粧水ですとか、化粧石けんといった自然派の化粧品を製造する、そういったことをされておりました。その方に昨年の4月からこの3月31日まで貸し付けをしたということで、貸付料が36万4,000円ということでございます。

柴田博委員 それは、現在も継続して使われてるんですか。

企画課長 実はですね、この方、体調をお崩しになられまして、この4月からしばらく利用を休止したいという申し出がございましたので、今のところ使われておりませんが、ちょっと最近の情報をお聞きしますと、もうしばらくと言っても2年、3年恐らく商売ができないので、また新たな利用の方を公募していただきたいというような申し出もございましたので、そこを含めてまた有効利用については、改めて公募をということになるうかと思っております。以上でございます。

柴田博委員 いいです。

委員長 ほかにございますか。よろしいですかね。

議長 済みません、合併特例債ですけれども、今どのくらい使って、平成23年度決算までに、あとどのくらい残ってるか。それから臨時財政対策債ですけど、13億円発行してますけど、これはこういった形で、これ20年償還かなんかになっていると思いますけど、交付税措置というのはどの程度あるのか。その辺について。

財政課長 まず臨時財政対策債につきましては、交付税措置100%でございます。それから合併特例債につきましては、建設と、今、基金と両方起債を借りておりまして、今の関係は建設という形によろしいでしょうか。

議長 いいです。

財政課長 建設につきましては、平成23年度末の累計で46億9,570万円を借りております。これにつきましては一応、上限額に対しまして、上限額が103億6,530万円ございまして、それに対して46億9,570万円ということで、これ累計でいくと何パーセントになるんだろう、ちょっと割り返さないと出ませんが、そんな状況でございます。

議長 それで、103億円の上限ですけど、一応その目安として何パーセントっていうことで、多分60億円かそこら上限でっていうような、当初予定だったと思いますけども、それは変わってないということですね。

財政課長 実施計画をもとに推計をしておりますので、その予定がですね、一応当初10年間という形でやって

おりまして、これでまた5年延びましたけども一応10年で26年という当初の見込みでは67億2,150万円ということで、約65%の使用見込みということで、実施計画の計画事業をもとに出した数値がその数値でございますので、今、その時点で出した65%でございますので、100%までは行かないというような、今のところ見込みでございます。

議長 そうすると、65%からもっと上積みする可能性もあるということですか。

財政課長 一応5年延びましたので、当然10年間で合併後のまちづくりという中で計画を立てた事業を上げているわけですが、ただ5年延びたことによって、これはどこの市町村も同じだと思うんですが、やはり交付税措置70%という起債はほかには過疎債くらいしかございませんので、そうするとこれを有効利用しない手は普通はないと考えるのが普通ではないかということで、その後の実施計画の中で、当然その部分で使えるものは使っていきたいと。ほかの起債を使うんだったら、こっちを使いたいという形になりますので、65%よりは上がるんじゃないかというふうに推測しております。

委員長 ほかに、ございますか。

牧野直樹委員 じゃ、今、ちょうど合併特例債が出ましたんでお聞きしますけど、有利なそういう起債を借りているんな事業を展開してきたわけなんですけど、そのうちで旧檜川村に使ったお金ってのは、今すぐ出ます。全体でどのくらい使って、それで合併して、じゃ檜川村、結構大きい事業をいっぱいやったと思うんだけど、どのくらい使ったかってのは、各課にまたがってるんでわかんないかな。

財政課長 ちょっと集計してございませんが、恐らく檜川部分については、ほとんど過疎債を使っております。過疎債のほうが有利でございますので、5%ほどですが。ですので、合併特例債をそこにちょっと投入したかどうかというのは、ちょっと確認してみないとわかりません。過疎債で全部対応しております。

牧野直樹委員 過疎債で全部対応している。それじゃ、質問の方向を変えますが、合併して何年になるんかな。7年になります。その7年経過した中で、旧檜川村に投資した金額は、どのくらい。ま、いいや。すぐ出なきゃいい。

財政課長 今すぐ出ません。合併した当初5年くらいはですね、やはり当初予算の段階で、檜川地区にこれだけ予算を投入しているっていう資料は、過去つくってございました。ただ、その後、予算の段階でまとめて、要は檜川地区審議会等で発表したものがございます。ただその後の累計がちょっとまだ多分できてないと思いますので、ちょっと今提出できる状況ではございませんので、よろしくお願いたします。

牧野直樹委員 もし、できたらそういう資料をいただいて、平成の大合併がよかったかどうかという検証もしてかなきゃいけない時期に来てると思うんです。いろんなことで、そういう研究をしていかなきゃいけないというふうに思ってますんで、よろしくお願いたします。

財政課長 また資料、整備いたしまして、提出できる時期に出ささせていただきたいと思っておりますので、ちょっときょうは無理かもしれませんが、よろしくお願いたします。

委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

柴田博委員 教えてもらいたいんですが、先ほど合併特例債の使用については5年間延長になったっていうことなんですけど、そのほかに合併絡みや特例債絡みで変更になった点っていうのは、何か具体的にもしあれば、教えてもらいたいんですが。中でも地方交付税の算定方法が10年間は市村それぞれ別々になっていう話だったと

思うんですけど、その辺については変更はないのでしょうか。

財政課長 今、普通交付税につきましては合併算定替ということで、塩尻市と旧榑川村の2つが団体があるものとして、普通交付税を算定しております。これが10年間ということで、これについての変更は今のところございません。

柴田博委員 延びないってことだね。

財政課長 はい。

企画課長 制度の改正ということでございますけれども、合併特例債の期間延長に加えてですね、過疎債につきましても単純延長で5年間延長ということになりましたので、こちらについても過疎計画を策定し直しますと、平成32年度まで過疎債の制度は延長されるということになります。

柴田博委員 いいです。

委員長 はい、いいですか。ほかにございますか。

財政課長 10年と申し上げましたが正確には11年、その年度を加えてプラス10年ですので、11年ということをお願いいたします。それは当初から変更ございません。

委員長 ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 よろしいですか。それでは質疑を終了します。討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第1号平成23年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第1号平成23年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定については、全員一致を持って認定すべきものと決しました。次に移ります。

議案第2号 平成23年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 議案第2号平成23年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。それぞれ入れかわりをしていただいて、説明を求めたいと思います。

市民課長 決算書の323ページをお願いします。323ページ、国民健康保険事業特別会計歳入歳出につきまして御説明申し上げます。決算説明資料では34ページから掲載してございますので、あわせてごらんください。歳入歳出合計とも保険給付費の伸びなどから前年度決算額から大幅に増加し、歳入合計では前年比8.1%、4億8,940万円余の増と大幅に増加しております。また、歳入歳出差引残額の7,887万円余を次年度会計に繰り越しをする決算となりますが、先の3月補正予算におきまして8,500万円の歳入不足を見込みましたが、見込みを上回る歳入増により一般会計繰入金の一部の精算をした上で、7,800万円余の黒字決算としたものでございます。

それでは、歳出から御説明申し上げますので、344、345ページをお願いします。歳出345ページから御説明申し上げますが、ページ数が多く内容も多岐にわたっておりますので、用語の解説を踏まえながらポイン

トを絞り説明させていただきます。345ページ最初の国保事務諸経費のうち黒ポツ中ほど下の電算化共同処理事業委託料につきましては、前年比178万円余の大幅な減となっております。この委託料はレセプト審査支払いに要する資格確認や、高額療養費の対象者リストの打ち出しなどの電算処理業務を本県の広域連合に委託しているものでございますけれども、平成23年度から連合会の電算システムを全国一斉に最新システムに切りかえるに当たりまして、委託料単価の見直しが行われ、レセプト1件当たり13円の単価が8円に引き下げられたことなどから大幅に削減が図られたものでございます。

次のページをお願いいたします。347ページ、最初の白丸、賦課徴収事務諸経費の1つ目の黒ポツ、嘱託員報酬につきましては、嘱託徴収員として雇用し、収納課に配属しているものでございます。

次のページをお願いいたします。349ページをごらんいただきますと、一般被保険者と退職被保険者にそれぞれ科目が分かれております。これは一般被保険者の給付費では、国と県から約50%の交付を受けますが、退職者の給付にありましては、保険税などの収入を除きまして支払基金から被用者保険側の拠出金を財源に10分の10の交付を受けることから、一般と退職に明確に区分けをしまして経理を行っているものでございます。このことから退職者の医療費が伸びましても、国保財政に及ぼす影響が少ないものとなりますが、一般の給付費にありましては国保財政に大きな影響が及びますので、一般にかかわります給付費を中心に御説明申し上げます。

最初の白丸、一般被保険者療養給付費は、入院、外来、調剤などにかかわります保険者負担分となります。窓口3割負担ですと、残り7割分を保険者負担としてこの科目から支払いを行っております。給付費の件数をごらんいただきますと、前年比から約4,000件の増、給付額では前年比4.8%、1億6,100万円余の増、特に平成23年度におきましては、入院と調剤が高い伸び率で推移をしております。中ほど、一般被保険者療養費は、柔道整復、針、あんまなどの保険者負担分となりますが、前年比83万円余の減となっております。この減は、平成22年度の診療報酬の改定によりまして、柔道整復師の施術料の見直しが行われ、治療箇所の4部位4カ所を超える治療費を保険適用外としたことなどから、一般被保険者にかかわります柔道整復師の件数が前年比155件の増と伸びている中にありまして、給付費が72万円の減につながっております。しかし、その下、退職被保険者の柔道整復師を見ますと、件数、金額とも前年度から増加しておりますので、この診療報酬改定による削減効果ははかり知れないものがございます。

1つ飛ばしていただきまして一番下の一般被保険者高額療養費は、年齢や世帯の所得に応じまして1カ月件数当たりの窓口負担の限度額を超えた分を高額療養費として対象世帯に償還するものでございますけれども、入院、外来、調剤、上の療養給付費の増加に伴いまして、前年比8.6%、3,400万円余の大きな増となっております。

次のページをお願いします。351ページ、白丸、上から2つ目、一般被保険者高額医療・高額介護合算療養費につきましては、国保加入世帯内の医療費と介護サービス費の1年間の自己負担額を合計し、年齢や世帯の所得に応じて定められた年間の限度額を超えた分を償還するものでございますけれども、高額療養費支給後の自己負担額の積み上げによりまして計算されることから、ごらんのとおり対象となる世帯が少ない状況でございます。以上、療養給付費から合算療養費までを総称いたしまして医療給付費と呼んでおります。一般被保険者にかかわりますこの医療給付費総額が前年比5.1%、約2億円の増となっております。なお、この増額を診療報酬増額、10年ぶりに改定されました平成22、23年度の2年間にわたります累積で見ますと、平成21年度の給付費

からここ2年間で総額5億900万円の大幅な増となっておりますので、医療費の適正化に向け、健康づくり課と連携を図りながら目の色を変えてその対策に取り組んでまいりたいと、強い決意で臨んでまいります。本当にここで目の色を変えないと、市町村格差が広がるということで、強い決意で臨んでまいります。

次に一番下の白丸、出産育児一時金につきましては、39万円の支給が妊娠12週から22週未満、42万円の支給は産科医療補償制度の対象となります22週以上の分娩が対象となりますが、合計件数で79件、前年度から21件の減となっております。

次のページをお願いいたします。353ページ、白丸上から2つ目、葬祭費につきましては、1件当たり5万円の支給となりますが、加入者に占めず高齢者の割合が高まる中で、前年度から20件の増となっております。

その下、後期高齢者支援金は、後期高齢者医療制度の医療費に対します約40%分をゼロ歳から74歳までの加入者皆さんの保険税により支援するものでございますけれども、前年比13.9%、9,700万円余の大幅な増となっております。

次のページをお願いします。355ページ、一番下の介護納付金は、介護サービス費の約30%分を40歳から64歳までの第2号被保険者と呼ばれる加入者皆さんの保険税により支援するもので、前年比15.2%、4,500万円余の増と、前ページの後期高齢者支援金と並びまして、後期高齢者医療制度や介護保険制度へのいわゆる仕送りの負担も増加しておりまして、国保財政を圧迫する1つの大きな要因となっております。

次のページをお願いいたします。357ページ最初の高額医療費拠出金は、高額な医療費に対します共同事業として、国保連合会が事業主体となり県下各保険者が拠出金を出し合い、その拠出金を財源に都道府県単位で財政調整を行う相互扶助の制度です。1つ目の高額医療費拠出金は、1件80万円を超える医療費に対し、その下の保険財政共同安定化事業拠出金は1件30万円を超え80万円までの医療費を対象に拠出を行っておりますが、これらを合わせた決算額は、前年比2.3%、1,400万円の増となっております。

次の8款保険事業費の特定健診にかかわります事業は、健康づくり課長から申し上げます。

健康づくり課長 それでは、1目の特定健康診査等事業費でございます。丸印、特定健康診査等事業諸経費でございます。健康づくり課で実施しております特定健康診査並びに特定保健指導につきましては、この科目で支出しているものでございまして、それぞれ国の目標値、特定健康診査では60%、特定保健指導では43%と同率の目標値を塩尻市としても掲げまして実施をまいりました。諸経費合計3,853万1,000円余でございますが、前年対比で7.4%の増となっておりますのでございます。ポツの下から3つ目でございますけれども、特定健康診査委託料。ここで審査の関係なんですけれども、集団健診は健康づくり事業団、個別健診につきましては塩筑医師会への委託によって行っているものでございまして、国の規定では40歳から74歳でございますけれども、市単を加えまして30歳から39歳を加えまして、合計で4,808人の受診者を得ております。委託料合計3,328万3,000円余でございます。ここの健診につきまして、健診率でございますけれども、現在の特定健診の受診率37.7%でございます。今後、これにプラスすること人間ドック、あるいは職場健診、それから平成23年度中の国民健康保険の資格喪失者等の集計を加えることとなります。これは国保連合会等とのやりとりになりますので、この9月、10月をもつての集計確定になりますので、最終数値は11月の見込みでございます。それらを含んだ暫定受診率としまして42%を今のところ見込んでおります。その前、平成22年度が39.4%ですので、1.8%の増という見込みでございます。あわせまして特定保健指導でございます

けれども、その暫定値として42.7%を見込んでおります。前年、平成22年度については37.3%ですので、プラス5.4%という見込みでございます。私のほうは、以上になります。

市民課長 続きまして、お願いをいたします。その下の健康増進事業諸経費につきましては、次のページをお願いをいたします。359ページ、黒ポツの上から2つ目、保健推進活動費補助金は、各地区10地区のヘルスアップ委員会に対します活動費補助金として交付したものでございます。

その下、人間ドック等補助金は、35歳以上の加入者皆さんを対象に受診費用の一部を補助しているものでございますけれども、合計件数が540件、前年比115件の増と大幅に増加してございます。特に脳ドックにおきましては、前年比70件増と大きく増加しております。この要因は、松本医療圏内の1つの医療機関が低額な料金での脳ドックを開始をしたことによりまして、受診件数が伸びたものと見ております。通常ですと3万6,000円ほどの脳ドックでございますけれども、検査メニューがちょっと少ないですけども1万2,000円ということで、安いものができたということで、かなり伸びておる状況でございます。

次のページをお願いをいたします。361ページ、白丸、上から3つ目、前年度国庫支出金等償還金4,662万円余につきましては、1つ目の黒ポツの前年度療養費給付費交付金償還金が、退職被保険者にかかわる医療給付費等に対する10分の10の償還、その下の前年度国庫支出金償還金は、一般被保険者にかかわる定率国庫34%の償還、その下、前年度特定健康診査等負担金償還金は、国庫3分の1負担の償還となります。これらの負担金は当該年度に概算交付され、翌年度に精算が行われることから、平成22年度に過大交付されました額を平成23年度に償還を行ったものでございます。歳出は以上でございます。

続きまして、歳入の御説明を申し上げますので、ページを戻していただきまして328、329ページをお願いをいたします。歳入1款国民健康保険税につきましては、329ページ、最上段の左端、調定額横の収納済額をごらんください。この収納済額15億3,600万円余は、現年度分と滞納繰越分を合わせた総額となりますが、現年度分が前年比約1億6,100万円余の増、滞納繰越分が約950万円の増、総額で約1億7,000万円の増収となっております。この現年度分の増収は、平成23年度保険税から平均9.9%の引き上げ改定を行い、その増収を1億5,000万円と見込みましたので、見込みを上回る税収の確保ができたものでございます。その右端、備考欄の収納率をごらんいただきますと、6年ぶりの税率改定により収納率の低下が心配されたところでございますけれども、現年度分収納率が92.02%、前年比0.59%増となるなど、その下の滞納繰越分収納率及び全体収納率におきましても、それぞれ前年度収納率を上回っております。この収納率向上の要因の1つといたしまして、低所得者世帯に対します保険税応益割の均等割及び平等割の軽減割合を保険税率の引き上げにあわせまして、これまでの6割、4割軽減から7割、5割、2割軽減に拡大したことによりまして、ある程度の負担緩和が図られたものと考えております。

次のページをお願いをいたします。331ページ中ほど下、3款国庫支出金の最初の黒ポツ、療養給付費負担金は、一般被保険者にかかわる医療給付費に対する定率34%の交付となりますが、先ほど歳出で触れましたように、定率交付とはいえ、当該年度に国の予算枠に応じて概算交付され、翌年度に精算交付が行われることから、当該年度において決算見通しを立てることが大変難しい歳入科目の1つとなっております。

次のページをお願いをいたします。333ページ、中ほど2項国庫補助金の普通調整交付金は、一般被保険者にかかわります医療給付費や後期高齢者支援金などに対しまして7%の補助基準より交付されるものであります

が、各保険者の財政状況などに応じ、大きく加算、減算が加えられ、前ページの療養給付費負担金に並びまして、決算見通しを立てることが大変難しい科目となっております。その下、特別調整交付金の特別事情は、各保険者の年齢構成や所得水準などに加えまして、保険事業や収納対策などに対する保険者の取り組み姿勢の評価を含めまして交付されております。その下のエイズ予防事業費補助以下は、国の予算補助メニューによりまして交付されるものでございますが、平成23年度におきまして2つの新しい補助メニューが追加されております。その説明を申し上げますと、その1つは、下から2つ目の20歳未満被保険者数の割合に応じた補助として、20歳未満の被保険者一人当たり所得金額が低いことから、その加入率などに応じて交付されております。その2つ目として、その上の前年度普通調整交付金減額分補助は、国の定めます収納率を下回る保険者に対し、国の普通調整交付金が一定率カットされております。いわゆるペナルティが科せられているものでございますけれども、収納率が向上した保険者に対し、その減額分を平成23年度から補助が始まりました。本市では、平成22年度に普通調整交付金が5%カットされておりますので、そのカット分の2分の1に当たります744万円余の補助を新たに交付を受けたものでございます。

次のページをお願いいたします。335ページ中ほど前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの前期高齢者の加入率が社会保険などの被用者保険と比べ、市町村国保に偏っていることから被用者保険側の拠出金を財源に財政調整が行われる制度でございます。平成23年度の歳入額が、ごらんとおり13億9,700万円余、前年度から16.4%、約2億円の増となっており、市町村国保にとりましては大きな収入となっております。

次のページをお願いいたします。337ページ最初の県補助金の普通調整交付金は、一般被保険者にかかります医療給付費や後期高齢者支援金などに対しまして定率交付の6%補助、先ほどの国の補助、普通調整交付金は8%、定率ではございませんけれども、県につきましては6%の定率で交付されます。その下、特別調整交付金におきましては、一番下の保険税応益割合の拡大に対する補助として1,000万円の補助を受けました。これは税率改定に伴いまして保険税の均等割と平等割の応益割合が拡大したことによりまして、補助を受けたものでありますし、その上の保険税収納率の確保・向上に対する補助として、収納率が向上したことによりまして、その県の補助基準額に応じ800万円の補助を受けたものでございます。

次の中ほどの7款、高額医療費共同事業交付金、及びその下の保険財政共同安定化事業交付金は、歳出の共同事業の対象となります医療費の発生に対し、59%の交付率により国保連合会から交付を受けたものでございます。

その下8款1項1目一般会計繰入金の最初の黒ポツ、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分につきましては、法の規定により保険税軽減相当額を一般会計から繰り入れているものでございますけれども、先ほど申し上げましたように税率改定とあわせまして軽減割合の拡大を行っておりますので、前年度から約5,300万円の大幅な増となっております。その下以降は、同じく法の規定に基づきまして、一般会計から繰り入れているものでございます。

次のページをお願いいたします。339ページ、黒ポツ上から3つ目、その他一般会計繰入金の財政支援繰入金につきましては、税率改定分の1億6,000万円と先の3月補正予算で計上をお願い申し上げました赤字見込み分の8,500万円を合わせました総額2億4,500万円の繰入金を精算し、7,360万円の繰入金にとどめたものでございます。

最後となりますページを2枚めくっていただきまして、342、343ページをお願いします。343ページ黒ボツ上から2つ目、雑入の老人医療費拠出金償還金は、旧老人保険制度におけます現役世代の50%負担となる拠出金にかかわる精算となりますが、平成20年3月診療分以前の交通事故による第三者納付金の収入が平成21年度にあったことから2年遅れで精算が行われ、支払基金から償還を受けたものでございます。以上でございます。課題も多くございますので、よろしく御審議くださいますよう、よろしくお願いをいたします。

委員長 それでは、質疑を行います。委員から質問ありましたらお願いします。

柴田博委員 決算説明資料の36ページに歳入と歳出のグラフがあるんですが、その歳入のほうですね、歳入総額の中に占める国庫負担金・補助金の割合が26.1%っていうふうになってるんですが、国から出るお金というのは、ここの部分以外にはないというふうに考えてよろしいですか。

市民課長 35ページ、ごらんいただきますと国の負担金・補助金が、今申し上げた26.1%ということで、ほかにはですね、例えば前期高齢者交付金につきましても支払基金のほうで精算をしておりますし、高額共同事業交付金につきましても国保連合会ですので、委員さんおっしゃられますとおり国の負担金はこの科目しかございません。以上です。

柴田博委員 そうすると、国保の会計財政に占める国から出てるお金の割合は、ほぼ26%くらい、二十五、六パーセントという、そういうことでいいわけですね。

市民課長 平成17年度の三位一体改革で国がこれまで50%負担をしたものが、県のほうに委譲がありました。また、平成20年度に前期高齢者交付金ができまして、先ほど歳入で申し上げましたとおり13億円と大きなものがございますので、この分がありますと国の予算は、大枠では国と県を合わせまして50%、国が40%ですけども。率は変わっておりませんが、ほかの歳入がふえておりますので、例えば高額共同事業も拡大になっておりますので、歳入に占めます割合は、先ほど委員さんもおっしゃられたとおり26%ですけども、率的には40%には変わりませんので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

柴田博委員 もう1点お願いします。説明で税率改定にあわせて、予定していた一般会計からの繰り入れが1億6,000万円が当初で、その後8,500万円を加えて2億4,500万円の予定だったけど、結果的には7,360万円にとどまったということなんですが、その考え方としてね、それが逆の場合であれば、マイナスになれば多分一般会計からまた繰り入れざるを得ないんだろうけれども、今回のような場合には9.9%の値上げをしておいて、それで一般会計からも1億6,000万円入れるという予定だったけど、好決算だったもので、それが半分以下になりましたっていうのは、ある意味加入者に対して税率ばかり上げて取っという、一般会計から繰り入れる分は減らすのかよって話になると思うんですね。そういう意味で、これ、前にも聞いたかも知れませんが、差額分については会計の中にとどめておいて、次年度以降に使えるような、基金になるかどうかは別にして、そういう考え方っていうのはあっていんじゃないかと思うんですが、なぜそういう考え方にはならないのでしょうか。

市民課長 本会議の中でお答えをいたしました。今回、平成23年度の決算につきましては、まず考え方を申し上げますと、今回2年間の計画の中で、各年度1億6,000万円ずつの繰り入れをお願いをいたしました。これは赤字補てんのための繰入金であって、余剰金をつくり出すものでないという考えの中で、平成23年度はこのように決算処理をさせていただきましたけども、今回9月補正の理事者査定の中では、現在平成24年度

予算を見ますと、計画分の1億6,000万円に加えまして赤字分の1億2,000万円、合わせまして2億8,000万円ですか、ございますけども、平成23年度は精算をいたしましたけども、今のところ理事者のお考えの中では、平成24年度もしその繰入金があれば残しまして、平成25年度以降の、例えば財政調整基金とか、予備費にやるということは考えております。また、平成25年度以降、今、5年間の健全化指示になっておりますけども、その場合でもやはりある程度の予備費、どこか基金がないと財政運営できませんので、5年間のシミュレーションの中でもある程度基金をつくりたいということ今考えておりますので、また委員さんの中にお諮り申し上げながら方向性をつけていきたいと思っております。以上でございます。

柴田博委員 そういうふうにやっていただけるなら、この平成23年度の決算からそういうふうにしていただきたかったわけですけど、その辺は、決算が済んでからそういう方向に変わったということですか。

財政課長 当初1億6,000万円をどうするかというのは議論しました。ただ、同じ3月補正と当初予算を出す段階ですね、平成24年度については1億6,000万円では足りないということで、1億2,000万円をさらに入れました。ということは、当初1億6,000万円入れたほかに1億2,000万円入れますので、平成23年度については恐らく、その時点で8,000万円もまた入れたんですが、足りなくなるという話でしたので、やむを得ない措置だということになりました。ところが最終的に国の負担金が入ることによって、その部分が押し出されて、要は余剰金が出るということになりましたので、平成24年度において1億6,000万円のほかに1億2,000万円を入れてあるのだから、その分については、平成23年度については一たん精算しましょうという形にしたものでございますので、御理解いただきたいと思っております。

柴田博委員 そうすると、例えば平成24年度も平成23年度と同様に入るほうがふえてきて、1億6,000万円と1億2,000万円が、全部はいらないというふうになった場合には、合わせた金額から必要な分だけを繰り入れて、残りはそのままの残しておくという、そういうことですか。当初の予定の1億6,000万円分だけじゃなくて、プラス1億2,000万円、2億8,000万円も全部繰り入れた形で残すという、そういうことで考えていいわけですか。

財政課長 ちょっとそれはまた論議させていただきたいと思うんですが、ただ国保税率との関係がございまして全国的な問題だと思います。これが要は赤字分を補てんするっていうのは、要は法定外の出しになりますので、これが国保を受けられてる方については、いい。逆に国保加入されてない方について、税金でそれを出すのはどうかと、この2つの意見は常に対峙しております。その中で、じゃどういった形にするのか。ただ国保料金を、じゃあずっと国保基金がかえってたくさんあることによってですね、税率改定が何年も放ってかれてっちゃうということになっても、これはまずいだろうと、税金を投入してますから。そういうことになると、そこのあんばいっていうのがですね、非常にこれは政治的判断もあって、いろいろと難しいと思っております。ただ、今の中では当初1億6,000万円分は戻し、1億2,000万円があるからという話でしたので、今の方向としては、余ればですね、その分は国保財調の基金条例自体はございますので、ただ基金がゼロになってるだけの話ですので、そちらなるべく残す方向で検討したいというふうになっております。

委員長 ほかにございますか。

丸山寿子委員 351ページの出産育児一時金ですが、先ほど21件の減というお話だったんですが、これは出生数というふうに単純に考えていいわけですか。

市民課長 申し上げます。この合計79件につきましては、国保加入者の出産の件数でございますので、前年度から21件の減となっております。また塩尻市のお産の状況を見ましても、平成23年度が549人、平成22年度が574人ということで減っておりますので、統計的に見ますと平成22年度のお産件数が塩尻市全体でも多かったということで、平成23年度減に転じたのではないかなと見ております。以上です。

委員長 ほかにございますか。

議長 先ほど課長の説明だと、国保会計を圧迫してる中に後期高齢者の支援金というのが大きく負担になっているということなんですが、これ、ちょっと歳入の関係だけで見ると5億8,300万円で、支出のほうが約8億円ということで、2億1,600万円くらいがいわゆる国保の中の一般部分から出てるという解釈でいいわけですかね。

市民課長 これは、ゼロ歳から74歳の方の保険税でございますけども、税率改定が今、医療分と後期高齢者支援金分と介護納付金がございます。後期高齢者支援金分につきましては、平成20年度に税率改定をいたしまして、その時の試算では3億5,800万円ほど税収があるということで、これは拠出金のほかに国と県から50%来ますので、その持ち出しが税でありますので、今のところ収支を見てきますと、平成23年度、その拠出金に対して歳入の一般会計繰入金も、保険税の収入とか、あとは国、県の補助金の収支を見てきますと、今のところ600万円の黒字になっておりますので、ほぼ収支の均衡が図られているかなってということでございます。以上です。

議長 そうすると、その支援金自体は、国保会計の中ではさほど負担になってないという解釈でいいわけ。

市民課長 そのとおりでございます。例えば支援金が赤字になりますと、一般の医療分に行きますけども、今のところ後期高齢者支援金は、支払った分の保険税、国の県の補助金を見てきますと赤字ではございませんので、独立したもので運営をしてるものでございます。以上です。

議長 県の補助金はどこに出て来る、後期の、支援金で。

市民課長 県の補助金につきましては、普通調整交付金が6%と特別調整交付金が1%ですので、特別調整交付金は、普通調整交付金、定率ではございませんけども、一応7%の補助で出ております。以上です。

議長 そうすると、国保会計を圧迫してるっていうのは、やはり医療給付費の伸びが高いということ。

市民課長 先ほど申し上げましたとおり、平成21年度と平成22、23年度、一般で約5億円伸びておりますので、国、県から入る分、残りを見ますと約2億5,000万円、2年間でもう税を2億5,000万円取らなきゃいけないので、議長さんおっしゃられますとおり医療給付費が非常に伸びておりますので、それが非常に厳しい状況でございます。以上です。

五味東條委員 確かに医療給付がうんと伸びてるということで、これどうにかしなきゃいけないということはわかります。今も課長もなんか強い意志で臨むということを言っておられたんですけど、具体的にどういう対策を講じる予定なんですか。

市民課長 先ほど申し上げました、現在、平成25年度から平成29年度までの国保財政の立て直しを図るべく健全化指針を策定してございます。その中で医療費の適正化につきまして、まず即効性の高いものがジェネリック医薬品の推奨ということで考えてございますので、それを即効性があるということで行きますし、あとはうちの国保加入者の皆さんの受療の実態を見てまいりますと、40歳代の壮年期から受療率が高まり、60歳代を

境にして急激に受療が高まっております。また医療費の内訳を見ますと、病理分析を見ますと、血圧や心疾患などの循環器系の疾患が上位を占めております。また200万円を超えます高額な医療費を見ましても、循環器系の疾患が多くございますので、この循環器系の疾患は高齢期にかけて外来がふえ、また入院に至るケースがございますので、長い目で見まして、やはり私たちはこの循環器系の疾患を抑えていくためには、若い世代からの生活習慣病予防の対策が重要だということを考えております。ただこれはすぐには出ませんが、これから5年先、10年先の医療費を見据えながら保健師と力を合わせて、本当に目の色を変えて取り組んでまいりたいということで決意を持っております。以上でございます。

五味東條委員 病気になった人を病院に行けないと言えないし、いずれにしても伸びてるんだから、確かに長い目で見てかなきゃいけないと思うんですよ。やはり健康寿命っていうものを伸ばすためにはね、やはりその策をね、まず講ずるべきだなと思うんですよ。もうなった人はしょうがないって言やおかしいけど、やはりどうしても医療費がかかるんだから。そうならないような策ってのをね、やはり全体的に考えてやっていただきたいと思います。以上です。

委員長 ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 よろしいですか。それでは、質疑を終了いたします。討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第2号平成23年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第2号平成23年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

それでは、10分間、ここで休憩をします。20分再開をお願いします。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

会計課長 済みません、先ほど柴田委員さんの質問で、就学援助費の補助金の内訳というか中身なんですけれども、生活保護世帯の児童、生徒の修学旅行にかかる経費の2分の1ということになっておるそうです。それで、その金額も上限があるそうで、小学生は1万4,000円、それから中学生が2万9,000円の上限で出してる数字だということですので、よろしくお願いたします。

柴田博委員 そうすると、就学援助については、国からはそれ以外は全然お金は出ないということですか。

会計課長 私が今聞いている範囲では、そういうことになると思います。

柴田博委員 はい、わかりました。

議案第7号 平成23年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 それでは、議案第7号平成23年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

健康づくり課長 それでは、塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計について、説明申し上げます。決算書のほうでは445ページ以降になります。445ページになります。決算説明資料の55、56ページをお願いをしたいと思います。資料55ページになります。55ページになりますけれども、ここで国民健康保険榑川診療所事業特別会計の概要ということでお示しをさせていただきます。若干、ここで左、右のページについて、簡単に説明したいと思いますけれども、まず55ページの一番上の丸印、年間の患者数でございます。平成23年度につきましては、前年度対比の1%増の1万1,414名の患者数を得たものでございますけれども、実際これで1日平均当たり5.2名ということになっておりますけれども、実は患者数につきましては、診療所の先生が特別養護老人ホームサニーヒルキその囑託医をやっております。患者さんについては、60から70名くらいというふう聞いておりますけれども、このサニーヒルキその入所者の方を診てる関係で、人数はふえておりますけれども、収入はさほどふえていないという実情がございますので、そういった面をお含みいただきながら以下の説明をお聞き願いたいと思っておりますけれども。

続きまして右の56ページの決算の状況の表を説明したいと思います。まず一番上の診療収入でございます。平成23年度決算額6,195万2,000円余という数字がありますけれども、前年対比で98.3%、マイナス1.7%という数字になってございます。歳入の一番下のところ、これは主な数字でございますけれども、6番の市債になります。890万円、平成23年度決算で書いておりますけれども、これは後ほど説明いたしますけれども、高額な医療装置、CTの装置の修理代に対応しているものでございますけれども、前年が3,590万円でございます。2,700万円の減でございますけれども、昨年度はレントゲンデジタルシステムの購入が730万円、それから借換債ということで実施しております、それが2,860万円の合計が3,590万円ということで、その差が2,700万円ということになっております。締めて歳入合計ですけれども、平成23年度9,065万8,000円余でございます、前年対比で71.6%、三角の28.4%となりました。

それから歳出の主な増減理由ですけれども、まず歳出合計8,990万6,000円余でございます、前年対比で3,615万円の減でございました。その2つ上の3番の公債費になります。これが平成23年度決算では1,523万8,000円余でございますけれども、前年が5,028万6,000円余ということでございますが、前年度につきましては繰上償還債を実施しております、この5,000万円のうち2,861万円余を繰上償還という形にしておりますので、その増減で3,504万円余の減ということが、増減の主な理由でございます。

それでは、済みません、決算書のほうで、以下科目ごと説明をしたいと思います。まず歳出でございますけれども、457ページをお願いいたします。457ページ1款1項1目の一般管理費でございます。2つ目の丸印一般管理事務費、ここでは通常の施設の管理及び車両等にかかる経費でございますけれども、総じて言えることは、榑川診療所、平成3年4月開所でございます。それ以降20年の経過をしております、施設の老朽化及び医療機器の修繕等が多く見られる施設となっております。

丸の一般管理事務費でございますけれども、6つ目のポツになります。営繕修繕料。これにつきましては、高圧気中遮断機の取りかえということで53万1,000円余を計上してございます。それから下から3つ目のポ

ツ、医師住宅ふる給湯機取替工事、医師住宅も同じ平成3年建でございまして、大分老朽化をしております。おふる等、お湯の給湯器に関しまして取りかえの工事ということで、44万3,000円余を支出しておりますのでございます。

めくっていただきまして459ページをお願いいたします。1目の医業事業費になります。丸の3つ目、医業事業事務費、ここでは医療に関する消耗品、医療材料、検査委託等の費用をこの科目で行っております。前年に比べまして8.9%の減になっておりますけれども、主なものにつきましては3つ目のポツ、備品修繕料、先ほど市債のところで申し上げましたけれども、平成10年に購入いたしましたCTの装置、これが破損いたしまして、CT装置の修理ということで897万7,000円余を支出をしております。それからポツの7つ目になりますか、一般業務委託料でございますけれども、332万6,000円余でございますが、ここでは主に検査の委託料ということになりますけれども、最初の臨床検査委託料、これはですね、患者さんから採取した血液、尿、便、細胞等の検査を委託として出すものでございます。松本市の業者に出しておりますけれども219万5,000円余でございました。

それからめくっていただきまして、461ページをお願いいたします。公債費のうち元金と、それから利子になりますけれども、元金が1,458万円余でございますけれども、診療所の建設費、医療機器の購入等にかかわる長期債として元金返済の償還をしております。利子につきましても65万708円ということでございます。歳出につきましては、以上でございます。

続きまして歳入、450、451ページをお願いいたします。451ページ、一番上のポツになりますけれども、これから下、この3つのポツでございますけれども、社会保険の加入者ごとの外来の収入でございます。上が国民健康保険診療報酬収入ということで、1,406万円余でございますけれども、この3つの診療報酬での前年対比では、三角の1.9%ということで減になっております。以下、社会保険診療報酬収入が658万円余、後期高齢者医療診療報酬収入が2,887万9,000円余ということになりました。それから、その次のポツ、一部負担金収入、これは患者さんの窓口負担分でございます。基本70歳までが3割、70歳以上が1割ということでの収入になっております。その次のポツのその他診療報酬収入につきましては、221万円余でございますけれども、労災、交通事故、インフルエンザ等の予防接種等の収入でございます。一番下の各種健診収入につきましては、66万7,000円余でございますけれども、個人での健康診断、あるいは先ほど申し上げました国保の特定健診等の健診の収入でございます。

めくっていただきまして453ページになります。2つ目のポツ、手数料につきましては、診断書作成ということで死体検案、あるいは福祉医療費の申請時の事務手数料等の額でございます。下から2番目のポツになります。一般会計からの、先ほど衛生費のほうで説明いたしましたけれども、繰入金ということで、平成23年度は1,258万8,000円余になりました。それから一番下のポツのへき地診療所特別調整交付金ですけれども、これにつきましては、先ほどの国保会計の歳出のほうで説明申し上げましたけれども、平成23年度は568万9,000円になりました。ここが、一応、この調整交付金につきましては、性質としまして施設整備分と、それから運営費分というのがございます。平成23年度は運営費分ということでのみやっております。平成22年度は施設整備、先ほどのレントゲンデジタルシステムの購入がございましたので、その関係で前年対比三角の111万円余の三角16.3%というふうになっております。

それから次のページになります。最後になりますけれども455ページをお願いいたします。真ん中辺の雑入でございますけれども、これにつきましては医薬の消耗品関係、カットパンですとかマスク、電話代、コピー代等の雑入でございます。一番下のポツ、過疎対策事業債でございますけれども、先ほど来説明しましたけれども、CTの装置の修理代ということで、897万7,000円のうちの起債分ということで、890万円ということで計上いたしました。私からは以上になります。

委員長 それでは、質疑を行います。質問ありましたら、お願いします。

丸山寿子委員 459ページの医薬事業事務費の中の一般業務委託料、X線テレビ装置スポット点検委託料とありますが、昨年の決算書にも同じ金額で出てるんですけど、これは毎年同じ金額がずっとかかっているものなんでしょうか。

健康づくり課長 X線テレビ装置の機器の保守点検でございますので、毎年同じ金額で載せてございます。

丸山寿子委員 昨年の決算書を見ますと、CT装置保守点検委託料が110万円ですか、載っているんですけども、こっちは修理ということですので、その分はかかってないのかとは思いますが、このCTの点検の委託料についても、これも同じように毎年同じ金額がかかってくるものなのか、教えてください。

健康づくり課長 そのとおりでございます。今までかけておりましたけれども、平成23年度は修理ということではなくなっております。

委員長 ほかにございますか。

柴田博委員 決算書453ページの一番下の、先ほど説明のあったへき地診療所特別調整交付金ですけども、運営費分ということなんですけど、先ほどの国保の会計のほうで、全額、同額が国から出てるようなんですけども、これの出し方っていうんですか、なぜこの金額になるか、もしわかったらちょっと教えてもらいたいんですけど。

市民課長 私のほうから申し上げます。国の一定の基準がございまして、人件費とか事務諸経費について、国の基準でやっておりますので、その基準と診療所会計の赤字分のもを見まして、そのどちらかのものについて3分の2の補助でやっておりますので、国の基準よりも赤字が多くなるということで、年々そういう交付金がふえてる状況でございます。以上です。

柴田博委員 はい、いいです。

委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

五味東條委員 ありません。

委員長 それでは質疑を終了します。討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第7号平成23年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第7号平成23年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員一致をもって認定するものと決しました。次に進みます。

議案第8号 平成23年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 議案第8号平成23年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

市民課長 決算書の463ページをお願いいたします。後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。決算説明資料では57ページから掲載してございますので、あわせてごらんをください。歳入合計は、前年比2.3%、1,240万円余の増となっております。また、歳入歳出差引残額の1,371万800円を次年度会計に繰り越しをする決算となりますが、この繰越金につきましては、出納整理期間中に収入のありました保険料を平成23年度会計の余剰金として計上し、翌年度会計に繰り越しをする会計処理方式によるものでございます。この特別会計は、医療費や葬祭費などの保険給付費の支払いを県の広域連合において行っていることから、保険料収入が歳入決算総額の約8割を占めるなど、保険料にかかわります歳入歳出が主な内容となっておりますので、わかりやすいよう歳入から御説明申し上げますので、468、469ページをお願いいたします。歳入469ページ、最上段の左端、調定額横の収入済額をごらんください。平成23年度の保険料率は平成22年度に改定され、平成22年、23年度の2年間分の保険料として固定されておりますが、加入者数の増加などから滞納繰越分を含めました平成23年度の保険料総収入済額が4億4,000万円余、前年度から約890万円の増収となっております。その右端、備考欄の収納率をごらんいただきますと、現年度分収納率が99.55%と高い率ではございますが、前年比0.2%減となるなど、その下の滞納繰越分収納率、全体収納率におきましても、それぞれ前年度収納率を下回っておりますので、収納課と協力しながら今後とも努力させていただきます。

同じページ下の3款1項一般会計繰入金につきましては、次のページをお願いいたします。471ページ、黒ポツの上から2つ目、保険基盤安定（保険料軽減）繰入金につきましては、低所得者世帯に対します均等割保険料の軽減につきまして、法に定めます7割・5割・2割軽減に相当する額を公費負担として県が4分3、市が4分の1を負担し、一般会計から軽減相当額を繰り入れ、歳出においてその全額を県の広域連合に納付するものでございます。この繰入金の決算額につきましても、加入者数の増加などから前年度から約250万円の増となっております。

その下1つ飛ばしていただき、4款諸収入の保険料還付金と保険料還付加算金につきましては、歳出において支出いたしました過年度分保険料の還付金及び還付加算金に対し、県の広域連合からそれぞれ補てんを受けたものでございます。

次のページをお願いいたします。473ページ、最初の特別対策事業交付金は、保険料の特別徴収の選択制の導入や保険料軽減割合の拡大など、国の制度改正に対する加入者皆様方への周知に要する経費に対し、県の広域連合を通じ、国から間接的に交付を受けたものでございます。歳入は以上となります。

続きまして、歳出をお願いいたします。474、475ページをお願いいたします。475ページ、歳出最初の後期高齢者医療事務諸経費につきましては、嘱託員報酬や保険証の発送などに要します事務諸経費となりますが、上から3つ目の黒ポツ、特別旅費は県の広域連合への派遣職員に対します、塩尻市から派遣しております派遣職員に対する住居費等を旅費として毎月支給したものでございます。

その下の白丸、保険料徴収事務諸経費につきましては、保険料の徴収にかかわります事務諸経費となります。

次のページをお願いいたします。477ページ、最初の後期高齢者医療広域連合納付金の1つ目の黒ポツ、

保険料等徴収納付金は、前年度繰越分を含めまして収入のありました保険料及び延滞金の全額を県の広域連合に納付したものでございます。その下の保険基盤安定（保険料軽減）納付金につきましても、歳入において一般会計から繰り入れました軽減保険料相当額の全額を県の広域連合に納付したものでございます。

最後となります、次の保険料還付金と保険料還付加算金につきましては、過年度分保険料にかかります還付金及び還付加算金を支出したものでございます。以上でございます。よろしく願いをいたします。

委員長 それでは、質疑を行います。質問ありましたら、委員よりお願いします。

柴田博委員 決算の関係の質問じゃありませんけれども、この制度については、一番新しい情報でいけばどうなっていくようになってますか。

市民課長 平成22年12月にですね、厚生労働省に設置されました高齢者医療制度改革によります最終報告では、平成25年3月に後期高齢者医療制度を廃止をするという案が出ました。先般の通常国会の中では、この後期高齢者医療制度を2年遅らせをして、平成27年2月に廃止をして、平成27年3月から新制度へ移行、平成32年度から市町村国保の広域化を図るとして法案の提出を目指しましたがけれども、全国知事会などが強い反発をしてるっていうことで、現在は、国民会議を設置をして、その中で議論を行うということでございますので、全く先行きは見えない状況でございます。以上でございます。

柴田博委員 いいです。

委員長 ほかにございますか。ないですか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは質疑を終了します。討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第8号平成23年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、案第8号平成23年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。次に進みます。

議案第13号 平成23年度塩尻・朝日衛生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について

委員長 議案第13号平成23年度塩尻・朝日衛生施設組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

生活環境課長 私のほうから御説明を申し上げたいと思います。お手元に塩尻・朝日衛生施設組合一般会計歳入歳出決算書と、それから決算説明資料の2つがあるかと思いますが、そちらのほうで御説明をさせていただきたいと思います。まず塩尻・朝日衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の内容を御説明いたします前に、全体の概要についてちょっとお話を申し上げたいと思います。お手元の決算書でございますけれども、塩尻・朝日衛生施設組合につきましては、ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務と、それからごみ処理の手数料の徴収に関する事務を共同処理をしまいいりました。昭和48年に塩尻市と朝日村が一部事務組合をつくって設置してきたものでございます。そこでさらに広域的なごみ等のごみ処理を行うということで、平成24年4月、こと

し4月から松本市、塩尻市、山形、朝日村で構成する松塩地区広域施設組合が発足するという事になったわけ
でございます、そのために平成24年3月31日をもって、この塩尻・朝日衛生施設組合は解散し、同時に打
ち切り決算となり、その時点の収支決算内容が、今お手元にある調整された決算書というように御理解をお願
いをしたいと思います。よって、これから御説明します内容につきましては、塩尻・朝日衛生施設組合が、平成2
3年4月1日から平成24年3月31日までに収入となった額、または支払った額の内容となりますので、それ
以降の平成24年4月1日以降は未収、未払いの精算事務については、地方自治法によりまして、組合の管理者
であった塩尻市が承継するという形になっておりますので、御理解をお願いをしたいと思います。また、この決
算書につきましては、塩尻市、朝日村の監査委員の合同審査を経まして、各市村の議会の認定に付されてお
りますのでよろしくをお願いをしたいと思います。

それでは、歳入歳出決算の3枚目をお開きください。1ページをお願いいたします。歳入合計は6億8,90
2万5,328円で、歳出合計は5億7,266万1,005円でございます。歳入歳出差引残額につきまし
ては、1億1,636万4,323円となりまして、この金額につきましては、塩尻・朝日衛生施設組合の解散
と同時に同組合の一般会計から塩尻市の一般会計に引き継がれたものでございます。

まず歳出から申し上げます。10、11ページをお願いしたいと思います。歳出の内容については、要点を絞
って説明をさせていただきたいと思っております。11ページの備考欄でございますが、組合議員10人、特別職、つ
まり管理者と副管理者2人、監査委員2人、公平委員3人の分の報酬と一般職の給与でございます。

次に12、13ページをお開きください。最初の丸、負担金補助及び交付金事業1,212万円余でございま
すけれども、最初の黒ポツ、関係団体負担金といたしまして、クリーンセンター及び朝日村最終処分場周辺地
域の住民で構成されておりますそれぞれの連絡会議に対しまして、各施設が定期的に行っております大気、水質調
査の立ち会いにかかわる費用弁償や、また施設をよく理解していただくための研修等にかかわる費用といたしま
して、それぞれ15万円ずつ支払っていたものでございます。また、4番目の黒ポツ、最終処分場周辺整備元利
償還金負担金でございますが、管理型最終処分場を建設するに当たりまして、地元住民との約束で建設いたしま
した公民館等の起債償還にかかわる塩尻市負担分ということで、塩尻市が92%、朝日村が8%で負担している
ものでございまして、現在、その元利償還金につきましては、償還のピークはもう過ぎておりますけれども、
平成32年まで継続して行うものでございます。それぞれ、ただいま申し上げました関係団体の負担金、それか
ら元利償還金の負担金につきましては、この事務は新組合に引き継がれております。

14、15ページをお願いしたいと思います。最初の丸、廃棄物収集処理事業1億6,000万円余でござい
ますが、これにつきましては、可燃ごみ、埋立てごみ、それから資源としての容器包装プラスチックなどの収集
運搬委託料が主なものでございます。4番目の黒ポツの廃棄物処理委託料2,718万円余でございますが、こ
ちらにつきましては、布団や廃木材などの可燃性粗大ごみ、あるいは埋立てごみの破碎処理を委託料で払って
いるものでございます。また3つ下の黒ポツ、プラスチック製容器包装圧縮梱包委託料であります。2,665
万円余でございます。収集されましたプラスチックを手選別しまして、圧縮設備によって運搬可能な大きさに成
形しているという事業でございまして、それぞれ前田産業株式会社に委託をお願いしているものでござい
ます。ただいま申し上げた内容でございますが、廃棄物収集処理事業欄にございます委託料等につきましては、本年度
から朝日村からの事務委託分を含めて、塩尻市が一括行っているものでございます。

一番下の丸、焼却施設管理費 1億5,000万円余でございますが、16、17ページをお開きください。黒ポツで示している内容につきましては、可燃ごみの焼却に伴うクリーンセンターの焼却施設等の維持管理経費でございます。

次に18、19ページをお開きください。2番目の丸、最終処分場管理事業2,300万円余でございます。朝日村にあります管理型最終処分場及びそれ以前に設置されました安定型最終処分場の維持管理経費でございます。主な内容につきましては5番目の黒ポツ、営繕修繕料で最終処分場の排水処理施設については、24時間連続監視状態の中でポンプが稼働しております。そういった関係で機器の消耗が著しいためにですね、分解清掃、あるいは消耗品の交換、必要に応じては部品の交換をしている修理でございます。この事業のすべてでございますが、新組合に引き継がれて、現在、適正な管理が行われているというものでございます。

一番下の丸、組合償還元金9,300万円余及び次のページの20、21ページの上段にございます組合償還利子1,500万円余でございますが、管理型最終処分場の建設に伴います起償還にかかわるものでございまして、平成32年までその償還事務が行われるということになっておりますが、この事務につきましても新しい組合に引き継がれております。

次に歳入を御説明申し上げます。6、7ページをお開きください。塩尻・朝日衛生施設組合につきましては、構成市村の負担金、それから廃棄物処理手数料及びその収入で運営されてきておりました。運営費負担金につきましては、組合規約によりまして人口割3割、ごみの処理実績割7割といたしまして、算出した案分率でそれぞれ負担をしてきたものでございます。廃棄物処理手数料につきましては、おおむね平成24年2月までの手数料収入ということで、ここに記載されておりますけども、直接搬入ごみ処理手数料につきましては、事業所から出されますごみを許可業者が収集しクリーンセンターに運んだもの、それからクリーンセンターにみずから直接運んだ可燃ごみ等の処理手数料でございます。また、一般家庭ごみ処理手数料は、燃えるごみ、埋立てごみの指定袋によりまして徴収しております証紙代でございます。ちなみに本年4月からは、直接搬入ごみ処理手数料は新組合の収入となり、一般家庭ごみの処理手数料は、朝日分も含めまして塩尻市の収入という形になっております。

一番下の物品売払収入でございますが、ごみ収集車の2台を入札により売り払ったものでございまして、平成4年登録の車を32万5,500円、平成10年登録車を56万円で売り払ったものでございます。

8、9ページをお開きいただきたいと思っております。前年度繰越金6,000万円余でございます。塩尻・朝日衛生施設組合につきましては、組合議会の御理解をいただく中で、万一焼却施設等に重大な事故があった時、即座に修理を行うことを前提といたしまして、その財源として毎年五、六千万円くらいを繰り越ししてきたものでございます。

一番下の再商品合理化拠出金でございますが、容器包装プラスチックの資源化に伴いまして、その売上金の一部を品質に応じて、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会から支払われたものでございます。

次に26ページをお開きください。横書きの表となっております。塩尻・朝日衛生施設組合の財産にかかわる調書でございます。公有財産の内容でございますが、ここではクリーンセンター、不燃物処理場、新旧最終処分場の4施設について記載してございまして、土地については、合計が7万9,623平方メートル余。建物については、木造、非木造合わせまして4,747平方メートル余となっております。

また、次の27ページをごらんいただきたいと思っております。最後のページになります。物品についての調書で

ざいですが、取得価格1件50万円以上の重要物品について記載をしております。内容については、平成24年4月から新組合の発足に備えまして、関係者と協議する中でごみ収集車を2台を売却したこと、老朽化したフォークリフト等を廃棄したことにより前年度末14点、所有したものが8点という形になったものでございます。ただいま御説明いたしました財産につきましては、塩尻市及び塩尻市議会、それぞれの12月定例会におきまして議決いただきました塩尻・朝日衛生施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議書に基づきまして、平成24年4月1日以降、土地については、塩尻市分が持分100分の94、朝日分が100分の6の共有財産として帰属されております。また建物、設備、物品につきましては、新しい組合である松塩地区広域施設組合に帰属することとなりましたので、御報告いたしたいと思っております。

最後となりますけれども、もう1冊の別冊のほうをちょっと見ていただきたいと思っております。最後のページの8、9ページにごみの集計表が書いてございます。こちらちょっと見ていただきますと、塩尻・朝日が取り組んできました可燃ごみ、埋立てごみ、資源物の量の経年変化をグラフで示してございます。ごみ処理有料化がプラスチック容器包装の資源化とともにですね、平成17年10月から始めまして、可燃ごみ、埋立てごみ、生ごみを含む資源物の量は、平成17年を境に変化していることが見えるかと思っております。8ページ下のグラフにつきまして、埋立てごみが平成21年度に減っておりますけれども、これは平成20年度まで小型家電製品を破碎して埋立てしてございましたけれども、平成21年からは民間によりまして全量資源化、皆さんの御家庭から出る小型家電製品、全量資源化しておりますことにより埋立てごみ量が減っているものでございます。こういった状況になったのも議員の皆さんの御理解と市民の皆さんの御協力により、燃やす、埋めるごみを減らして資源をふやすという形が整ってきたものでございまして、今後共同処理となったこれからですね、この状態が一層維持できるよう努めてまいりたいというふうに考えております。以上で私の説明を終わります。

委員長 それでは質疑を行います。ありましたら。

柴田博委員 最終処分場についてですけども、この間の埋立て状況や、それから今後どれくらい、あと使えるかなどの、その辺の見込みなんかについて、今の現状をお知らせください。

生活環境課長 実質、最終処分場は地元の皆さんと15年を埋立てる施設として計画してまいりました。現在の埋立て量からいたしますと、おおよそですが、あと15年もちょうど状況になっております。今現在、朝日村村長以下、鋭意地元の皆さんにこれを理解していただくためにですね、進めておりますので、私どももはっきり15年あと延びるとかということは言っておりません。しかし、これまでの状況を見ますと、そのくらいの状況になるのかなと。平成32年までの埋立て完了でございましたが、あともう少し延びるかなというふうに思っております。

柴田博委員 現状に対して割合、現状の割合、どこまで埋めたか。

生活環境課長 何分の1かというところでよろしいですか。

委員長 何パーセントくらいか。

生活環境課長 大体25%です。4分の1です。

柴田博委員 4分の1。はい、いいです。

委員長 いいですか。ほかにございますか。

五味東條委員 もう1つ、これ確かに可燃ごみはずっと下がっているんですが、なんか話に聞くところによる

と、今年度はちょっと上がってやしないかということなんだけど、見通し的にはどんなもんですかね。

生活環境課長 実はですね、これまでの状況を分析しまして、7月までの状況でございますが、2つ理由があるかというふうに考えております。1点は、今年度4月1日から袋に入るものについては、例えば布団とか、あるいは、いわゆる切れっ端ですね、袋に入る大きさの廃木材、こういうものは出してもいいということで市民の利便性を高めました。実は収集業者に聞いておりますと、やはり、これはかなり出ているようでございます。布団と言いましても綿の布団ではなくて夏布団とか座布団、こういったものが入って、今、出されているという状況でございます。一方でですね、それらはクリーンセンターに持ち込みがされておりましたけれども、クリーンセンターの持ち込みは逆に減ってきております。もう1点ですが、県内の19市全部調査いたしましたら、今年度の市もですね、2%から2.5%くらいが、ごみがふえているっていう状況でございます。これが社会情勢によるものなのか、ちょっとわかりませんが、私ども、今現在、5%前後ちょっとふえておりますので、1点は、今のごみが出せるようになったことと、ほかの19市と同じような社会情勢による増加なのかなというふうに、ちょっと分析をしております。ただ、まだ半月が過ぎておりませんし、1年を過ぎてですね、どのような状態になるかをさらに分析して、減量政策に努めてまいりたいと、こんなふうに思っております。以上でございます。

委員長 半年だね、半月じゃなく、半年だね。

ほかでございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なければ、これで質疑は終了します。討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第13号平成23年度塩尻・朝日衛生施設組合一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第13号平成23年度塩尻・朝日衛生施設組合一般会計歳入歳出決算認定については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

それでは、ここで昼休憩といたします。午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時04分 休憩

午後1時09分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

財政課長 午前中、柴田委員さんの就学援助費の関係の補助金の関係なんですが、担当課でも会計課でも交付税算入がございまして、そちらちょっと財政でなければわかりませんので、ちょっと遅れて申しわけございませんでした。先ほど会計課長のほうから答弁がありましたとおり修学旅行に関する部分だけについては、生活保護世帯あるいはそれに準ずる世帯については、国の2分の1の補助があると。残りの学用品ですとかクラブ活動とか、そういったものについては普通交付税に一応、理論算入されております。それが、単位費用の中に入っております、それに学童数、児童数を掛けて算出するという方法になっておまして、概算、うちのほうで先ほど計算しましたところ、概算ですけれども小学校費で約1,200万円、中学校費で約1,000万円くらいが、

普通交付税の中で算入されています。ですので、オールジャパンという形の中で交付税が交付されてるところについては、その分が入ってますし、理論上算入されてますので、交付税が出てないところは、その団体で見るとというような形になってしまいますが、一応交付税の中で算入されているということで御理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

柴田博委員 はい、ありがとうございました。

議案第14号 塩尻市税条例の一部を改正する条例

委員長 それでは、議案第14号塩尻市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

税務課長 それでは、議案第14号の塩尻市税条例の一部を改正する条例でございますが、議案関係資料の10ページを、済みませんをお願いいたします。よろしいですか。

それでは、提案の理由でございますけれど、地方税法の一部が平成24年3月31日に改正されたことに伴いまして、必要な改正をさせていただくものでございます。

概要につきましては、公害防止用の下水道除外施設に係る固定資産税、この場合は償却資産に当たりますが、その課税標準額、課税標準額と申しますのは、固定資産税の税率の1.4%を掛ける前の金額のことを言います。この金額を算定するに当たりまして、特例の割合を定めるというものでございます。

改正内容につきましては、お隣の11ページを見ていただきまして、まず、これは市税条例の附則でございますが、第10条の2を第10条の3と改め、新たに第10条の2として法、ここでいう法は地方税法を言いますが、法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は4分の3とする、と定めるものでございます。今まで、この4分の3という割合は、地方税法の中で全国一律に4分の3と定められておりましたが、地方税法の中で4分の3を参酌して、3分の2以上、6分の5以下の範囲で、ここんところがちょっと通分しますと、要は12分の8以上、12分の10以下の範囲内において、市税条例で定める割合とするというふうに法律改正がされましたので、従来、法で定められていた4分の3を踏襲いたしまして、市税条例で4分の3、いわゆる12分の9でございますけれど、そうしたいものでございます。

なお、施行日は、公布の日からとさせていただきます。以上です。

委員長 それでは、質疑を行います。質問のある委員、ありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

委員長 よろしいですか。それでは、質疑を終了します。討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第14号塩尻市税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第14号塩尻市税条例の一部を改正する条例は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第15号 塩尻市防災会議条例及び塩尻市災害対策本部条例の一部を改正する条例

委員長 議案第15号塩尻市防災会議条例及び塩尻市災害対策本部条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

消防防災課長 それでは、引き続きまして議案関係資料12ページをお願いいたします。議案第15号塩尻市防災会議条例及び塩尻市災害対策本部条例の一部を改正する条例でございます。提案理由といたしましては、災害対策基本法の一部が平成24年6月27日に改正されたことに伴いまして、必要な改正をするものです。なお、この条例改正につきましては、本会議でも永井議員の質問に総務部長のほうで答弁をしておりますので、よろしくをお願いいたします。

概要といたしましては、(1)としましては、塩尻市防災会議条例の一部改正ということで、次の13ページをお願いしたいですが、改正案としましては、この防災会議の所掌事務が若干変更になっているものでございまして、第2条の第3号に、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。それから、第4号として、前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。これが追加されたものでございます。それによりまして、(5)号として、前3号が前各号というふうに変更になっているものでございます。それから、第3条5項、委員は、次に掲げる者をもって充てるということで、第9号が新たに追加されまして、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者というふうな、第9号に追加です。第9号に追加されたために、第9号が第10号に繰り下がったということでございます。

それから(2)といたしまして、塩尻市災害対策本部条例の一部改正、これにつきましては、引用している災害対策基本法の条項を定めるものでございますが、14ページをお願いいたします。この改正につきましては、改正前の災害対策基本法、これにつきましては、第23条で都道府県と市町村の災害対策本部の設置等につきましては同じ条項で規定をされていたわけですが、この改正によりまして、それぞれ県と市町村を別の条項で規定するというので、新たに第23条の2項が加わったものでございます。それに伴いまして、第1条の目的で第23条の2第8項と置きかわったものでございますので、よろしくをお願いいたします。

施行等につきましては、公布の日から施行するものでございます。私からは以上でございます。

委員長 それでは、質疑を行います。委員より質問がありましたらお願いします。

丸山寿子委員 概要の(1)のイに関しましては、本当にタイムリーに配慮いただき、大変評価をしています。それで、本会議場で新しく、新しくと言いますかね、どういう役職と言いますか、人選というようなことで団体名、出たわけなんですけど、それっていうのは表にして出していただくことは、まだできないですか。

消防防災課長 表になってございますので、後ほどお配りできるかと思えます。

丸山寿子委員 はい、お願いします。済みません、もう一度お願いします。

委員長 はい、どうぞ。

丸山寿子委員 それから防災会議につきましては、第1回目は今年度いつからなのか、についてお答えしていただけますか。

消防防災課長 この議会終了後、10月に第1回をしたいということで予定をしておりますけど、まだ詳細については決まっておりません。今年度10月、それから12月になるか1月にずれ込むか、最終的には3月の初旬ころに計画したいと思っておりますけども、またそれも議会の関係でちょっと日付までは、まだ決まっておりません。

丸山寿子委員 いいです。

委員長 ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは、ないようですので、質疑を終了します。討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第15号塩尻市防災会議条例及び塩尻市災害対策本部条例の一部を改正する条例は、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第15号塩尻市防災会議条例及び塩尻市災害対策本部条例の一部を改正する条例は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第16号 塩尻市奈良井中町駐車場条例の一部を改正する条例

委員長 議案第16号塩尻市奈良井中町駐車場条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

地域づくり課長 続きまして、議案第16号塩尻市奈良井中町駐車場条例の一部を改正する条例ですが、議案関係資料15ページで御説明させていただきます。最初に提案理由ですが、奈良井の重伝建地区の景観保全と宿場内の路上駐車等を減らし、通行の安全を確保するために、新たに塩尻市奈良井中町駐車場を設置することに伴いまして、必要な改正をするものであります。この駐車場につきましては、奈良井にありました旧奈良井・贄川森林事務所の敷地を、この6月11日に所管する中信森林管理署から市が建物の解体を前提とした土地取得をしまして、この建物を解体し駐車場の整備工事を行ってまいりましたが、この駐車場を奈良井中町駐車場として設置、管理等を定めるものでございます。

改正案の概要ですが、1つとしまして、条例の題名を従来は奈良井中町駐車場1カ所に限定したものでしたが、今回、奈良井中町駐車場を加えるに当たり、塩尻市奈良井駐車場条例に改めるものであります。2つとしまして、新しく整備する駐車場を塩尻市奈良井中町駐車場として、名称及び位置を定めるものであります。3つとしまして、駐車場の使用者につきまして、これまでの奈良井重伝建地区内に住所又は事業所を有するものに限っていたものに、新たに市長が必要と認めるものを加えるものであります。

改正の中身につきましては、次の16ページ、新旧対照表をごらんください。第1条は条例上のタイトルを2つの駐車場を統一したものに変更したものであります。第2条は、従来の中町駐車場に、新たに下町駐車場を加えたものです。第3条の市長が認めるものとは、今回の駐車場のある場所が、重伝建地区を外れた場所にあるところから、このような言い回しを加えたものですが、具体的には今回の駐車場のある、いわゆるJRの線路の東側の、いわゆる水辺公園周辺にお住まいの方々を想定し、利用者に加えたものであります。

なお、施行日は、平成24年10月1日を予定しております。以上です。

委員長 それでは、質疑を行います。質問がありましたらお願いいたします。

柴田博委員 この駐車場の管理運営等は、今後はどうなるのでしょうか。

地域づくり課長 現在、旧檜川村の時から継続で奈良井中町駐車場っていうのがございまして、そちらにつ

きましては、登録、それから管理につきまして、榑川支所で行っております。今回の下町駐ち車場につきまして、市の駐ち車場として2カ所目ですけども、同じように榑川支所のほうで登録あるいは管理をしていきたいと思っております。

柴田博委員 利用料金等についても、お願いします。

地域づくり課長 現在の中町駐ち車場と同額で月2,500円の使用料ということになります。

柴田博委員 はい、いいです。

委員長 いいですか。ほかにございますか。よろしいですか。

〔「いいです」の声あり〕

委員長 それでは、質疑を終了いたします。討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第16号塩尻市奈良井中町駐ち車場条例の一部を改正する条例は、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第16号塩尻市奈良井中町駐ち車場条例の一部を改正する条例は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第25号 松本広域連合規約の変更について

委員長 議案第25号松本広域連合規約の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

企画課長 それではごらんの資料、議案関係資料のページを少しお進みいただきまして、60ページをお願いいたします。議案第25号松本広域連合規約の変更についてでございます。1の提案理由でございます。松本広域連合広域連合長から協議を求められました規約の変更につきまして、地方自治法第291条の11の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

2の概要でございます。松本広域連合の事務所、これまで松本市役所の大手事務所にございました。このたび、松本市役所の波田支所に事務所を移転することに伴いまして、事務所の位置を長野県松本市波田4417番地1に改めるというものでございます。

3の規約の新旧対照表を右のページにお示ししてございとおりでございます。

4の規約の施行等につきましては、平成24年10月1日から施行するというものでございとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

委員長 それでは、質疑を行います。委員より質問ありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは、質疑を終了します。討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第25号松本広域連合規約の変更については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第25号松本広域連合規約の変更については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第27号 平成24年度塩尻一般会計補正予算(第4号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(16目市民交流センター費を除く)、4款衛生費、9款消防費、12款公債費

委員長 議案第27号平成24年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。説明を求めます。

議会事務局次長 それでは、補正予算書の歳出16、17ページをお開きいただきたいと思います。議会費、需用費、印刷製本費であります。12万1,000円の補正増をお願いするものであります。内容につきましては、議会だよりにおける議会報告会のページの増によるものであります。よろしく願いいたします。

財政課長 続きまして、その下の基金積立金中、財政調整基金元金積立金5億6,039万3,000円と減債基金元金積立金4,000万円、合わせまして6億39万3,000円につきましては、平成23年度の決算剰余金が6億9,868万1,509円で確定いたしましたので、地方財政法の規定によりまして、基金に積み立てるものでございます。以上です。

企画課長 それでは、次の6目企画費でございます。松本山雅塩尻市デー開催事業45万円でございます。中身少し細かくなってございますが、実は本年4月に松本山雅へ500万円の出資をいたしました。その折に塩尻市デーという冠ゲームが開催されることになりました。これは9月30日に開催されるものでございます。岐阜戦でございます。したがって、このゲームを活用しまして塩尻ブランドの発信、地域活性化を図る、その経費を計上するものでございます。この中身につきましては、抽選会等の賞品代、これは漆器、ワイン等の賞品でございます。消耗品につきましては、ノベルティーとしまして、漆塗りのすりばし500人分、それから食糧費は、ブドウを先着1,000人に配布するものでございます。印刷製本費、市のPRパンフレットを来場者全員に配布をいたします。それから広報ビデオ作成委託料でございます。大型ビジョンに放映をするビデオの作成を委託するものでございます。パンフレット封入作業委託料につきましては、市内の就労支援施設に委託をするものでございまして、一番下の送迎バス運行補助金につきましては、中心市街地から運行を旅行会社による、これは予約制で実施をするものでございまして、損失が生じた場合の最大の額を補助金として計上するものでございます。このほか予算にはございませんが、当日市内小学生が選手と一緒に入場いたしますエスコートキッズを募集しております。その他、あやみどり、それから山賊焼きの販売などを、各団体の協力をいただきまして実施をする予定でございます。以上でございます。

地域づくり課長 続きまして、同じページのすぐ下、8目地域づくり振興費の白丸、コミュニティ活動支援事業にあります2件につきましては、いずれも先ほど御説明しました旧奈良井・贄川森林事務所敷の駐車場整備にかかわるものです。最初に解体整備工事27万円減額ですが、敷地内にありました古い事務所の取り壊しと駐車場整備の工事の入札差金であります。続きまして、その下の用地取得費ですが、工事と話が相前後しまして恐縮ですが、旧奈良井・贄川森林事務所敷の用地取得に関しまして、国の鑑定結果に基づき780万円で市が買い取ることになり、去る6月11日付で中信森林管理署と土地の売買契約を行ったものです。当初の予算見積額との差額138万6,000円を減額するものであります。同じく左側のページの歳入の特定財源、その他収入ですが、この敷地につきましては、以前にも御説明申し上げましたが、奈良井区からの要望に基づき、市は奈良井区

からの土地取得費相当の寄附を前提として用地取得、駐車場整備を進めることになった背景がありまして、今回、土地取得費が確定したことに伴いまして、寄附の額も同額の138万6,000円減額になったものです。寄附金780万円につきましては、6月20日付で奈良井区から寄附採納を受けております。

次のページ、18、19ページの一番上、支所費の歳入で特定財源の使用料15万円増額ですが、整備しました奈良井下町駐車場につきまして、この10月から住民の方の契約駐車場として運用を開始させていただきます。中町駐車場と同額の1台につき月2,500円の使用料で6カ月分、計15万円の駐車場収入として計上させていただきます。この駐車場が榎川支所の管理下になるため、榎川支所管理運営費に充当させていただきます。以上です。

市民課長 同じページ、3項1目戸籍住民基本台帳費の補正につきましても、歳入補正に伴います財源内訳の補正となります。以上です。

健康づくり課長 一枚めくっていただきまして、20ページになります。4款衛生費1項保健衛生費のうち21ページになりますが、丸印2番目、予防対策事務諸経費になります。これにつきましては、国の予防接種実施規則の一部を改正する省令によりまして、9月1日からポリオワクチンの生ワクチン、経口接種ですけれども、それから不活化ワクチン、注射による接種になります、への切りかえによりまして補正でございます。ポツの上から3つまでになりますけれども、今まで8月末まで生ポリオワクチンは支所等によりまして集団接種を実施しておりました。それによりまして、不活化はすべて医療機関での実施になるものですから、その集団の分の医師謝礼、あるいは補助員謝礼、消耗品は、ワクチン代でございますけれども、それらを減額とするものでございます。印刷製本費、郵便料につきましては、今回切りかわることによっての対象者への通知、周知等の増額でございます。一番最後のポツ、個別接種医師委託料でございますけれども、ここでは、今回の不活化ワクチンに切りかわったものをワクチン代込みの手技料、手(て)の技(わざ)の料(りょう)と書きますけれども、手技量合わせまして1人当たり9,410円掛けることの2,852回、この回数は、3カ月から7歳半まで、それぞれ今まで生ワクチンを1回やった方もおりますので、1回やった方については、あと不活化を3回、ゼロ回の方は4回ということで、各年齢におきましての今までの受診率等々を算出をいたしまして、回数を算出してございます。その算出によりまして2,683万7,000円の増額ということで、願いますものでございます。以上です。

生活環境課長 私からは5目の環境衛生費、環境衛生一般事業であります、公衆浴場経営安定化等助成事業補助金でございます。昨日も決算説明で申し上げましたけれども、公衆浴場2施設のうち1施設が廃業となったことにより減額するものでございます。

その下の丸、地球環境保全事業、新エネルギー導入普及事業補助金1,519万円でございますが、本会議でもいろいろ議論もされましたけれども、市内におきまして住宅用の太陽光発電の設置投資が著しく今現在伸びておりまして、市民の再生可能エネルギー導入への支援を引き続き行いたいために、太陽光発電システム100基とペレットストーブ2基分を計上させていただいたものでございます。

その下、旧塩尻・朝日衛生施設組合未払金の減額でございますが、これにつきましては、説明をよりわかりやすくするために一覧表を御用意させていただきました。配布をさせていただきたいと思いますが、委員長さんよろしいでしょうか。

委員長 はい、どうぞ。

生活環境課長 それでは御説明申し上げます。お配りいたしました表につきましては、本日の9月補正の資料ということでつくらせていただいたものでございます。一番左側が、本日先ほど塩尻・朝日の一般会計の決算打ち切りの状況を示したものでございまして、打ち切り決算後の剰余金1億1,600万円余につきましては、平成24年の塩尻一般会計のほうに引き継がれたという表になっております。塩尻の一般会計の歳入の合計額が、未収となっていた使用料及び手数料、ごみ処理手数料でございます。そういったものを含めまして1億3,578万1,110円でございます。歳出につきましては、旧塩尻・朝日の未払金が7,418万101円ということになりまして、塩尻一般会計での精算後の剰余金は6,160万1,009円となりました。

今回の補正をお願いするものは、一番右にあります表となります。嘱託職員報酬から以下、決算剰余金の精算まで一覧としてございますが、現予算に対しまして支出済額、予算残額、今回の補正額ということで記述をしてございます。上から4番目の嘱託員社会保険料と決算剰余金の精算金のみ増額をお願いするものでございます。嘱託職員の社会保険料につきましては、当初予定していた金額よりも不足を生じたので、1万6,000円を増額するものでございます。一番下の決算剰余金の精算金につきましては、当初50万円を朝日村への還付金として計上しておりましたけれども、270万4,000円を追加いたしまして、増額補正するものでございます。左側の一番下の表を見ていただきたいと思います。精算後の剰余金が、先ほどお話ししましたように6,100万円余でございました。これらを塩尻市と朝日村で分配することになるわけでございますが、剰余金の市村の精算方法につきましては、平成23年度の予算の編成時の負担金の計算により行うということで、一応取り決めをしておりました。これによりまして還付金額は、塩尻市が5,839万7,835円、朝日村が320万3,174円ということで、全体を100といたしますと、分配率は塩尻市が94.8%、朝日村が5.2%ということになりました。先ほどの決算剰余金の精算金のところを見ていただきまして、当初予算の50万円と今回補正させていただく270万4,000円を足しますと、この朝日村の還付金になるということになりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。私からは以上でございます。

消防防災課長 それでは、26、27ページをお願いいたします。上から2つ目の9款消防費1目の常備消防費でございますが、負担金補助及び交付金の消防負担金でございます。松本広域連合負担金（高速救急業務）194万1,000円の増額でございますが、これにつきましては、高速救急業務にかかわります支弁金の算定基礎数値、これのうちですね、人口規模別出動割合、これが5%から6%に1%増というふうに変更されたものに伴いまして、194万1,000円が増額となったものでございまして、中日本道路株式会社から同額を受け入れまして、負担金として松本広域連合へ支払うものでございます。

その下2目の非常備消防費の報償費でございますが、消防団補助費、消防団員退職報奨金832万円の減額でございますけれども、これは退職消防団員の確定によるものでございまして、財源内訳としましては、消防基金のほうから589万7,000円の減、一般財源から242万3,000円の減となっております。私からは以上です。

財政課長 次のページをお願いいたします。12款公債費でございますが、平成23年度に借り入れた市債のうち国庫補助金充当に伴う過充当となりました市債を繰上償還するため、長期債元金償還金を7,310万円補正するものでございます。以上です。

委員長 それでは、質疑を行います。委員より質問がありましたらお願いします。

柴田博委員 歳入は、

委員長 いけない。歳入、終わっちゃなかったね、済みません。財政課長。

財政課長 失礼しました。引き続きまして、歳入のほうを御説明させていただきますので、8、9ページをらんください。使用料及び手数料中、駐車場使用料15万円につきましては、奈良井下町駐車場使用料を補正するものでございます。その下の廃棄物処理手数料(旧塩尻・朝日衛生施設組合分)843万9,000円は、旧組合の廃棄物処理手数料未収金の確定により補正をするものでございます。

次の国庫支出金中、社会資本整備総合交付金(図書館交流)24万円につきましては、図書館の本の寺子屋事業等に対する補助金で、補助率は40%でございます。その下の(耐震)42万円につきましては、平出博物館の耐震診断に対する補助金で、補助率は3分の1でございます。その下の(交流企画)40万円は、市民交流センターの交流企画事業に対する補助金で、補助率は40%でございます。その下の外国人登録事務委託金のマイナス5万2,000円につきましては、本年7月から外国人登録法が廃止されまして、外国人住民も住民基本台帳法の適用となったことに伴い減額するものでございまして、この下にございます中長期在留者住居地届出等事務委託金38万8,000円が、この法律改正に伴い新設されたものでございます。

県支出金中福祉・介護人材処遇改善事業助成金9万8,000円につきましては、福祉・介護職の処遇改善のための賃金補助の補正でございます。その下の地域発元気づくり支援金(高齢者等生活支援事業)71万2,000円につきましては、高齢者等安全・安心支援カード配布事業が採択されたことに伴い、財源補正するものでございます。

ページをおめくりいただきまして、公衆浴場経営安定化助成事業補助金のマイナス13万6,000円につきましては、公衆浴場1カ所の廃業に伴う減額でございます。その下の森のエネルギー推進事業補助金20万円は、ペレットストーブ導入に対する補助金で2台分を補正するものでございます。

次の緊急雇用創出事業補助金(震災等緊急雇用対応事業)218万3,000円につきましては、ものづくり基盤技術形成事業委託料及び企業立地推進事業が、歳出のほうで今回補正してございますが、こちらへの充当が認められましたので補正するものでございます。その下の緊急雇用創出事業補助金(重点分野雇用創出事業)273万円は、都市計画法許可関係台帳のデータ入力業務委託料への充当が認められましたので補正するものでございます。

次の新規就農総合支援事業補助金150万円につきましては、本年度から国が実施いたします青年就農給付金制度の該当者が1名あったため補正するものでございまして、県の補助金が市を通じて該当者に補助される、いわゆるトンネル補助でございます。その下の地域発元気づくり支援金(農業再生プロジェクト推進事業)202万4,000円から次の通学路グリーンベルト設置協働事業75万円、みどり湖景観保全事業18万円、市民交流センター交流企画事業52万円につきましては、それぞれ支援金事業として採択されたもので補正するものでございます。

次のページをお願いいたします。財産貸付収入中、土地建物貸付収入(過年度分)176万円につきましては、旧ならい荘の清算により平成23年度分の家賃収入が収入となったため補正するものでございます。次の不用物品売払収入105万9,000円は、廃止した市のマイクロバスを競売により売却した収入を補正するものでございます。

総務費寄付金のマイナス138万6,000円は、旧奈良井・贅川森林事務所敷地の用地取得の確定に伴い減額するものでございます。衛生費寄付金200万円は、市内の企業から環境行政のための寄附金がございましたので補正いたしまして、花による美しい環境づくり事業及び環境推進事業に充当するものでございます。

次の繰入金中、住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金6万9,000円は、この特別会計の平成23年度決算剰余金の確定に伴い、一般会計に繰り入れるものでございます。

次の前年度繰越金6億6,368万1,000円につきましては、平成23年度の決算剰余金が6億9,868万1,000円で確定いたしましたので、当初予算で計上した3,500万円との差額分を今回計上するものでございます。

次のページをお願いいたします。雑入中、障害福祉サービス給付費返還金（過年度分）60万2,000円につきましては、NPO法人に対するサービス給付費の過払い分の返還金でございます。その下の重度心身障害者福祉年金返還金（過年度分）8万円につきましては、障害児福祉手当の受給者につきましては、この重度心身障害者福祉年金を受給することができませんが、ダブル受給が判明したため、この重度心身障害者福祉年金を返還していただいたものでございます。その下の子ども手当返還金（過年度分）10万5,000円、これは平成23年度から公務員となった方で、公務員につきましては、その所属する団体から直接子ども手当が支給される制度となっていることから、市から支給した分については返還をしていただき、この人は県職ということでございますので、改めて県から支給を受けるよう是正したものでございます。

次の決算剰余金（旧塩尻・朝日衛生施設組合分）4,283万4,000円は、平成23年度決算剰余金の確定により補正するものでございますし、その下の交通事故等賠償補填金（旧塩尻・朝日衛生施設組合分）のマイナス50万円につきましても、平成23年度決算で該当がなかったため、減額するものでございます。

次の消防団員退職報奨金マイナス589万7,000円は、消防団員退職者の確定により減額するものでございます。その下の高速自動車道救急業務支弁金194万1,000円につきましては、支弁金の額の確定により補正するものでございます。以上でございます。

委員長 失礼しました。それでは、質疑を改めて行いたいと思います。質問のある方。

金田興一委員 衛生費の21ページですか、公衆浴場経営安定化等助成事業補助金ですが、今まで2つの施設があったんですが、今は1つになったということで、この減額については理解ができるのですが、実はこの際、市のほうから来年からは2つが1つになって、1つだから組合としては認められないから、来年からは補助金はないよというふうなことを言われたということなんですが、どうなんですか。ちょっと私も補助金交付条例等を見てないんで、ちょっといろいろあって。

生活環境課長 今、委員さんのお話、私も初耳でございまして、担当係長もアイコンタクトの中では初耳のようでございますので、ちょっと調査をさせていただいてですね、詳しく対応をちょっとさせていただきたいと思っております。大変恐縮ですが、そんな回答で申しわけございません。

金田興一委員 ぜひ、お願いします。というのは、この話があってすぐに、もう今、本当にボランティアの精神でやってるんだけど、これが1つになっちゃったで、組合じゃないから個人だというのは、もう浴場はやめるということかと、あまりにも冷たいんじゃないかという話がありましたんで、ぜひ条例等がもし交付金の交付手続等があるとすれば、そんなことも勘案をして、1つの公衆浴場なければ困る人も結構大勢おいでになり

ますんで、ぜひよろしくお願ひしたいってことを改めてお願ひをしておきます。以上です。

委員長 いいですか。ほかにございますか。

柴田博委員 旧塩尻・朝日衛生施設組合の関係ですけれども、さっき後から出た資料の一番下の還付額のところの塩尻市の分は5,839万円余ですけども、この金額になるように、今補正のほうで歳入のほうのそれぞれのこの関係のやつを足していくとこれになるという、そういうことですか。

生活環境課長 そういうことでございますが、基本的には1億1,600万円がもう一般会計の中に全部入っ
てしまっていますので、この歳出を引きますとこうなるというふうになります。

柴田博委員 それで例えば、9ページの廃棄物処理手数料843万9,000円とかってありますよね。これは、今のやつとは関係ない。

生活環境課長 歳入につきましては、当初予算が今の収入のところにありますので、これは800万円ばかりじゃなくて、プラス五百何万円があります。それから、その次ですね、一番大きいのは15ページの決算剰余金がございますが、これは当初では5,800万円余、計上されておりました。これに対しまして6月の時に退職金の専決補正を1,500万円余させていただきましたので、ここに今回の補正額を足しますと1億1,600万円余になるようになるんです。

委員長 いいですか。ほかにございますか。

丸山寿子委員 17ページの松本山雅塩尻市デー開催事業ですが、広報ビデオと、それからパンフレットですけど、どんなふうにPRしていくのか、その辺お願ひします。

企画課長 広報ビデオにつきましては、塩尻市を紹介するVTRを作成します。それをアルウインの大型ビジョンがございます、そこに今のところ3回予定しておりますが、それを放映いたします。それについては、今回限りではなくて、将来的にも使えるようなものをつくるということで、今、作成を予定していますので、お願ひいたしたいと思ひますし、パンフレットにつきましては、市のPRパンフレットの松本山雅バージョンって言ひますが、市の通常の観光パンフレットに加えて松本山雅を取り入れたものがございます、当日の入場者全員にホームも含めて、アウエーも含めて、全員に配布をするために一応1万5,000部を作成したいというものでございます。以上でございます。

丸山寿子委員 来場者はもちろん、外に頑張っ
て発信して行っていただきたいと思うんですが、山雅の関係者にもまた十分PRしていただきたい。監督もかなりワイン通というふう
に聞いてまして、日本ソムリエ協会の機関誌にも大きく2ページ取り上げられて、今度松本に行くので信州ワインについて大変関心を持っているという
ようなコメントが載ってましたので、この機会をとらえてあらゆるところに発信していただけたらと思ひます。
要望でいいです。

委員長 ほかにありますか。

ちょっと私のほうから、11ページの歳入の関係の新規就農総合支援事業で、1人が該当者でいるってこと
ですが、150万円は一括本人に直接1年分渡すってというようなことになるわけですかね。これは、どうだろう、
わからないかい。

財政課長 ちょっと150万円という額しか把握しておりませんので、納付、どのくらい、一括なのか、分割
かは、ちょっとわかりかねます。ことし国の制度で経営が不安定な就農初期の段階の45歳未満の就農者を支援

するため、補助は一人定額150万円とされてまして、最長5年というふうに聞いております。その額が月額でやられるのかどうかというところまで、ちょっと確認しておりませんので申しわけございません。

委員長 わかりました。ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なければ、質疑を終了します。討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第27号平成24年度塩尻市一般会計補正予算（第4号）中、当委員会に付託された部分について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第27号平成24年度塩尻市一般会計補正予算（第4号）中、本委員会に付託された部分については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

財政課長 今の150万円でございますが、10月と3月に75万円ずつ給付ということだそうでございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第28号 平成24年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

委員長 それでは、議案第28号平成24年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。説明を求めます。

市民課長 議案第28号平成24年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算につきまして、1ページからお願いをいたします。中ほど第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億922万3,000円を追加いただけますよう補正をお願いするものでございます。今回の補正は前年度繰越金の計上や国庫負担金等の前年度精算に伴います所要の補正となりますので、歳入から順を追って御説明申し上げます。

それでは、7、8ページをお願いをいたします。歳入8ページ最初の4款療養給付費等交付金の過年度分の補正は、退職被保険者にかかわります医療給付費等に対する10分の10の交付金の精算となります。この交付金は、前年度の平成23年度に概算交付され、翌年度の平成24年度に精算が行われることから、その精算に伴います追加交付額の補正をお願いするものでございます。その下、前年度繰越金の補正は、平成23年度会計からの繰越金の計上となります。

次に歳出をお願いをいたします。次のページをお願いをいたします。歳出10ページ白丸、前年度国庫支出金等償還金は、前年度の概算交付に対する精算による償還額の補正をお願いするものでございますけども、最初の黒ボツ、前年度国庫支出金償還金につきまして内訳を申し上げますと、出産育児一時金にかかわる国庫4分の1補助に対する償還額が11万円、残る9,110万4,000円余が一般被保険者にかかわります医療給付費等に対する定率国庫34%負担の償還額となります。その下黒ボツ、前年度特定健康診査等負担金償還金は、特定健康診査及び特定保健指導にかかわります国庫3分の1負担の償還額の補正となります。

その下、左側9ページ、予備費の補正は歳入補正総額と歳出補正総額の差額を予備費に計上をお願いするものでございます。以上です。よろしくをお願いをいたします。

委員長 それでは、質疑を行います。委員の方、質問ありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは、質疑を終了します。討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第28号平成24年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第28号平成24年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第31号 平成24年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

委員長 議案第31号平成24年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。説明を求めます。

市民課長 議案第31号平成24年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきまして、同じように1ページからお願いをいたします。中ほど第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ171万円を追加いただけますよう補正をお願いするものでございます。

この会計におきましても、歳入から順を追って御説明申し上げますので、7、8ページをお願いをいたします。歳入8ページ、前年度繰越金の補正につきましては、平成23年度会計の出納整理期間中に収入がありました保険料にかかわる繰越分ではありますが、その繰越額と当初予算額との差額分の補正をお願いするものでございます。

続きまして歳出、次のページをお願いをいたします。歳出10ページ、最初の黒ボツ、保険料等徴収納付金と、その下の黒ボツ、保険料還付金は、歳入補正の前年度繰越金による出納整理期間中に収入のあった保険料を、それぞれの科目に補正計上をお願いするものでございますけれども、前年度繰越金のうち前年度決算において、還付未済金が34万2,400円生じておりますので、その額を下の保険料還付金に、残る額を上の方の広域連合に納付いたします保険料等徴収納付金にそれぞれ振り分け、補正計上をお願いするものでございます。以上です。よろしくをお願いをいたします。

委員長 それでは、質疑を行います。質問ありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

委員長 よろしいですか。それでは、質疑を終了いたします。討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第31号平成24年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第31号平成24年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

閉会中の継続審査申し出

総務部長 休会中の継続審査についてお願いいたしますが、総務環境委員会所管の各部・課については、いろいろ課題もございますので、また休会中について審査をお願いすることがあろうかと思いますが、その節には、ぜひよろしくをお願いいたします。私からは以上です。

委員長 ただいま継続審査の申し出がありました。これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査はすべて終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文については、委員長に御一任いただきたいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

最後に理事者からあいさつがあれば、お願いします。

理事者あいさつ

副市長 2日間にわたりまして、慎重に御審査をいただきました。審査の中でいただいた御意見につきまして、今後行政運営の中に生かしてまいりたいと存じております。どうもありがとうございました。

委員長 以上で9月定例会総務環境委員会を閉会いたします。2日間にわたり大変御苦勞さまでございました。

午後2時10分 閉会

平成24年9月19日(水)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 古畑 秀夫 印